

済生会西条病院 訪問リハビリテーション

重要事項説明書

1. 施設の概要

事業所名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会西条病院
開設日	昭和 33 年 4 月 1 日
介護保険指定事業所番号	3810628143
事業所所在地	愛媛県西条市朔日市 269-1
管理者	院長 石井 博
連絡先 相談担当者名	(電話) 0897-55-5100 (ファックス番号) 0897-55-6766 リハビリテーション室長 工藤 和美
事業所の通常の事業の実施地域	旧西条市内

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の状態や時期に適した機能訓練および ADL 訓練・生活指導などのリハビリテーションを実施し、利用者の生活自立や家族の介護負担の軽減に努めます。
運営の方針	- 地域の公的中核病院として、最新の医療設備に裏付けされた質の高い安全な医療と心のこもったサービスを提供します。 - 患者さんの人権を尊重し、情報を十分提供し、インフォームドコンセントに基づいた患者さん中心の医療を行います。 - 救急医療の 2 次病院として、24 時間体制で対応します。 - 開放型病院として、地域の医療機関との相互協力を積極的に行い、地域の基幹病院としての役割を担います。 - 愛媛県の他の医療機関と協力して、臨床研修病院の役割を果たします。 - 地域の医療福祉活動に努め、保健、医療、福祉を総合した診療体制を充実させます。 - 患者さんの立場に立った、安全で良質な医療を提供するため、常に職員の研修・教育を行い、自己研鑽に努めます。 - 職員が誇りを持って働ける、明るく楽しい職場づくりを目指します。 - 職員全員がコスト意識を持ち、健全経営を行います。 - 国際緊急援助隊への参加、災害時医療・ケア支援チーム (DMAT・DCAT) への参加、中国の医療友好病院との交流など、対外的な活動も行います。

3. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 但し、第 2. 4. 5 土曜日、祝祭日、お盆 (8/16)、 地方祭 (10/16)、年末年始 (12/30～1/3) はお休み
営 業 時 間 (サービス提供時間)	平日 8 : 30～17 : 00、第 1. 3 土曜日 8 : 30～12 : 30 (利用者の希望するサービスに応じて対応)

4. 職員体制

職 種	員 数	業務内容
理学療法士	1 名	医師の指示に基づく利用者のリハビリテーション、 訪問リハビリ計画書の作成、ケアプランの検討と実施
作業療法士	1 名	

5. サービス内容

- (1) リハビリテーションマネジメントによる訪問リハビリテーション計画の立案
 - (2) 訪問リハビリテーション
 - (3) 安全管理体制 (事故防止対策)
 - (4) 感染防止対策 (食中毒、インフルエンザ等)
 - (5) 衛生管理
 - (6) 相談苦情対応
 - (7) 居宅支援事業所との連携
 - (8) 他施設、医療機関との連携
- * これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談下さい。

6. 料金・支払い

- (1) 加算料金 (負担割合に応じる)
- (2) 支払い方法
原則的に会計窓口支払いとなります

7. 留意事項

- (1) 定められた業務以外の禁止
契約者は、「当事業所が定めた提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- (2) 訪問リハビリテーションの実施に関する指示・命令、訪問リハビリテーションの実施に関する指示・命令は、すべて管理者が行ないます。但し、事業所は訪問リハビリテーションの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- (3) 利用の中止、変更、追加
ご利用者のご都合により、訪問リハビリテーションの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの追加をすることができます。
この場合は、サービス実施の前日までに必ず担当ケアマネージャーが当施設に申し出てください。申し出なく利用された場合には、別途サービス利用料金をご負担していただく場合があります。

(4) 事故発生時の対応

事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供中に事故が発生し、管理責任が事業所に有る場合には損害賠償を速やかに行います。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。

(5) 緊急時の対応

ご家族に連絡し同意の上、協力機関、かかりつけ医、又は救急病院に診療を依頼する場合があります。(救急車への同乗は出来ませんのでご了承下さい)

(6) 身分証明書携行義務

常に身分証を携行し、初回訪問時や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します

8. 非常災害対策

防災訓練

9. 禁止事項

契約者若しくはその家族等からの物品や金銭等の授受、契約者以外への訪問リハビリテーション、宗教活動、政治活動、営利活動、契約者や家族に行なう迷惑行為

10. 苦情に関して

提供されたサービスに苦情がある場合には、いつでも苦情を申し立てることができます。

問い合わせ先：済生会西条病院(代表 0897-55-5100)

他機関は、

西条市介護保険課(0897-52-1419)

愛媛県国民健康保険団体連合会(089-968-8800)

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会(089-998-3477)

事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。また、利用者が苦情申し立て等を行なったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

11. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告する。

令和3年7月1日より適用する。

令和7年4月1日改定